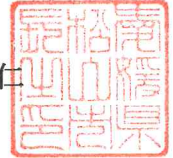


産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都台東区東上野一丁目7番15号
氏 名 株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役 伊藤 雅文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許 可 の 年 月 日 令和 6年 5月28日

許可の有効年月日 令和11年 4月21日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

中間処分(分離、切断)

(産業廃棄物の種類)

(分 離) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
以上3種類

(切 断) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 分離施設 (型式) 自社製 X111

(設置場所) 愛媛県松山市西垣生町2889

(設置年月日) 平成31年 4月22日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 混合廃棄物: 9.6t/日

(2) 切断・分離施設 (型式) 自社製 X109

(設置場所) 愛媛県松山市西垣生町2889

(設置年月日) 平成31年 4月22日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 混合廃棄物: 7.68t/日

(3) 切断・分離施設 (型式) 自社製 X139

(設置場所) 愛媛県松山市西垣生町2889

(設置年月日) 平成31年 4月22日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 混合廃棄物: 7.68t/日

(2面に続く)

(2面)

(5) 分離施設 (型式) 自社製 X138

(設置場所) 愛媛県松山市西垣生町2889

(設置年月日) 令和 3年 9月 6日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 混合廃棄物:9.6t/日

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○ 当初許可

平成31年 4月22日

○ 変更届出((4)分離施設の設置)

令和 2年 7月30日

○ 変更届出

令和 3年10月11日

((3)切断・分離施設の型式名称変更、(5)分離施設の設置)

○ 変更届出((4)分離施設の廃止)

令和 4年 5月30日

○ 更新許可

令和 6年 5月28日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無